

公 告

令和7年度鹿島のファンづくり推進業務委託に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 2 日

鹿島市長 松尾 勝利



1 業務概要

- (1) 業 務 名 令和7年度 鹿島のファンづくり推進業務委託
- (2) 業務内容 別紙 令和7年度鹿島のファンづくり推進業務委託 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日～令和 8 年 3 月 31 日

2 プロポーザル募集の流れ

(1) 参加申込書等の提出

本プロポーザル募集に参加を希望する者から令和 7 年度 鹿島のファンづくり推進業務委託プロポーザル審査会(以下プロポーザル審査会という。)参加申込書及び参加資格確認資料の提出を求める。

(2) プロポーザル提案書等(以下提案書等という。)の提出

参加資格を有する者から、提案書及び見積書の提出を求める。

(3) プロポーザル審査会の実施

プロポーザル審査会を実施し、優先交渉権者を選定する。

3 参加資格に関する事項

本事業を遂行するにあたり、下記要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 本事業を遂行するにあたり、十分な知識及び技術、体制を有すること。
- (2) 過去 5 年以内に本業務と同様(ステークホルダーを巻き込んだ取組等)の実績を有していること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始がなされていないものであること。
- (5) 契約締結までの間に、「鹿島市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」その他の国、地方自治体の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 納税すべき国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 鹿島市暴力団排除条例(平成24年条例第10号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団員等ではないこと。

4 手続き等

(1) 問い合わせ

鹿島市役所 広報企画課 〒849-1312 佐賀県鹿島市大字納富分 2643 番地 1
(TEL)0954-63-2101 (メール)kikaku@city.saga-kashima.lg.jp

(2) プロポーザル実施要領等の入手方法

実施要領・仕様書・参加申込書等は、公告の日から鹿島市ホームページに掲載する。
(<https://www.city.saga-kashima.lg.jp/>)

(3) 仕様書等に関する質問表(様式2)の提出期限、提出場所及び提出方法

- ① 提出期限 令和 7 年 5 月 12 日(月) 17 時まで必着
- ② 提出場所 鹿島市役所 広報企画課
- ③ 提出方法 電子メールで提出

(4) 参加申込書(様式1)、実績書(様式3)及び参加資格確認資料(様式4)の提出期限、提出場所及び提出方法

- ① 提出期限 令和 7 年 5 月 16 日(金) 17 時まで必着
- ② 提出場所 鹿島市役所 広報企画課
- ③ 提出方法 持参又は郵送で提出

(5) 企画提案書、見積書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ① 提出期限 令和 7 年 5 月 29 日(木) 17 時まで必着
- ② 提出場所 鹿島市役所 広報企画課
- ③ 提出方法 持参又は郵送で提出

5 契約方法

選定された最適提案者を優先交渉権者とし、市と委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が整った場合に委託契約を締結する。なお、その者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。

6 その他

- (1) 詳細はプロポーザル実施要領、企画提案書作成要領等による。
- (2) 提案書等の著作権は応募者に帰属する。
- (3) 著作権等に関する公的権利の確保は応募者が自らの責任で行うこと。
- (4) 参加報酬は無報酬とする。